

入会に関する確認事項

1. 会費の納入について

毎年度当初、1年分の会費を自動振り込みにより納入いただきます。

但し、新規会員の方は、1年目の会費は入会金と併せてお振り込みいただき、2年目から自動振り込みとなります。

※手続き方法は、入会申請後にご案内いたします。

「会費規定第5条」

会費の納入は、毎年度当初、1年分の会費を、指定された銀行の本協会口座に、自動振り込みにより納入する。

ただし年度中途入会の場合は、年度末までの月会費を月割りで納入する。

また、3・4・5・6・7・8種の会員は、月額を毎月引き落とすことができる。

ただし、いずれも振込み費用は会員の負担となり、定款第12条により、既納の入会金、会費は、返還しない。

尚、新規会員は入会時に入会金及び会費を納入するものとする。

2. 退会について

退会の際は、所定の方法で事務局までお知らせください。なお、入会金・年会費の返還はいたしません。

「定款第3章 第9条」

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

「会費規定第5条抜粋」

既納の入会金、会費は、返還しない。

3. 総会について

正会員の方は、年1回開催される総会にご出席下さい。

「定款第4章 第12条」

総会は、すべての正会員をもって構成する。

「定款第4章19条」

総会に出席できない正会員が書面によりその議決権を行使する場合には、議決権行使書面に必要事項を記載し、当該書面を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第8条に定める時までに提出しなければならない。

4. 委員会活動について

事務局へ申請いただきますと、委員会活動に参加することができます。

複数の委員会に所属することができます。

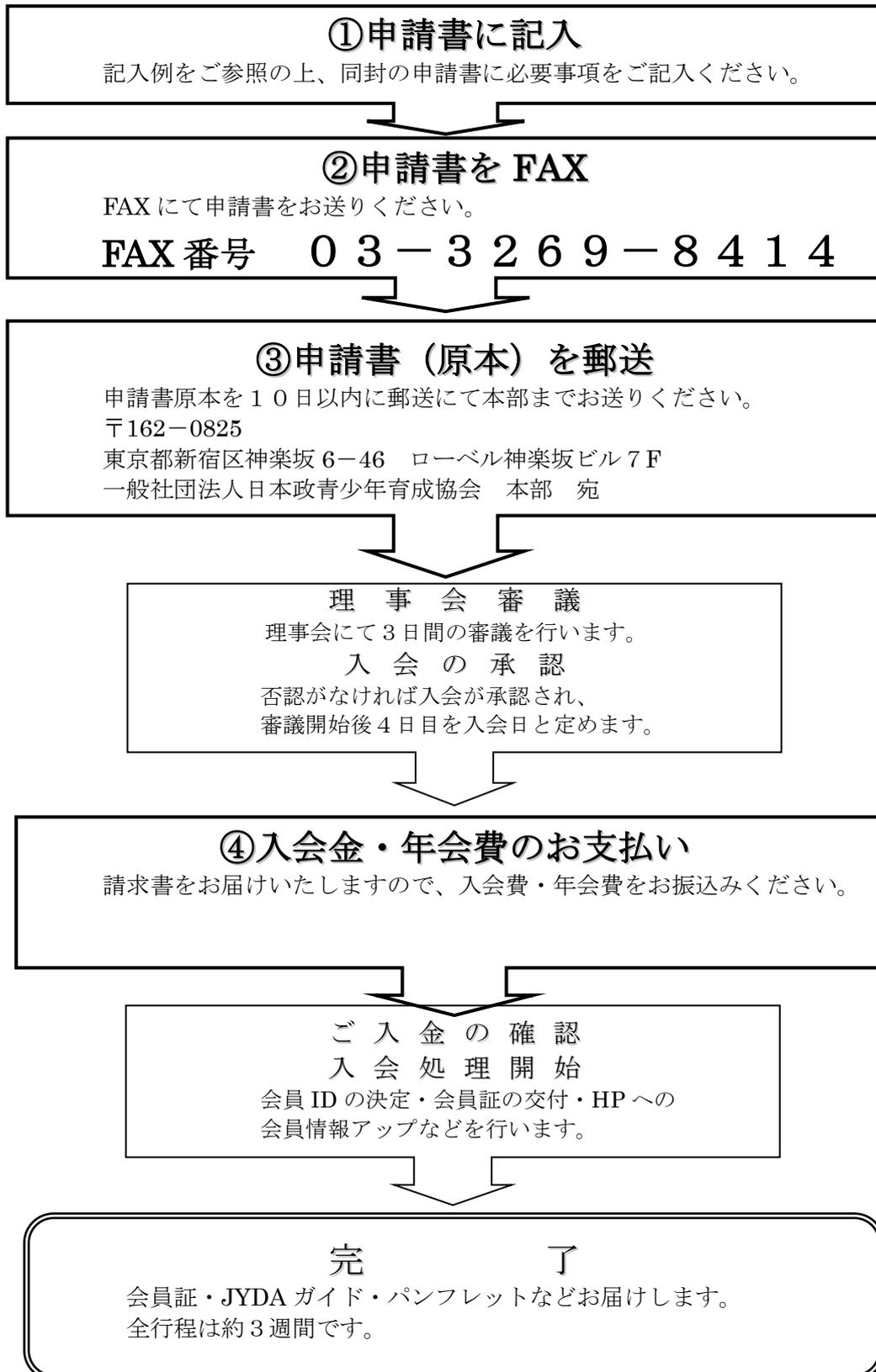
※ 参加申請方法は、入会申請後にご案内いたします。

※ 令和2年6月現在、次の11の委員会活動を行っています。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 語学検定日本実施委員会 | ⑦ 会員・異業種交流委員会 |
| ② スポーツ委員会 | ⑧ 国際交流委員会 |
| ③ キャリア教育委員会 | ⑨ 環境教育委員会 |
| ④ 指導者育成委員会(コーチング) | ⑩ 会員拡大・広報委員会 |
| ⑤ 教育メソッド普及委員会 | ⑪ コンプライアンス委員会 |
| ⑥ チャリティ企画委員会 | |

入会の流れ

入会の申請は、下記の手順にてお願いします。



※「定款」(URL: <https://www.jyda.jp/nihonseisyounen/teikan>) と「入会に関する確認事項」をご確認ください。